

令和6年10月24日に公告した「道路改良附帯工事（都市計画道路3・3・105号産業通り大和）〔宇都宮市陽南4丁目〕」の一部を次のとおり改正したので、公告する。

令和6年10月31日

宇都宮市長 佐藤 栄一

## 公告文

### 5 その他

「（3）特定建設業許可の者で監理技術者を配置せず主任技術者を配置する場合、及び一般建設業許可の者は、一部下請の発注を4,500（建築一式工事は7,000）万円未満とする。」を追加する。

「（3）本工事は「週休2日制工事（発注者指定型）」の対象工事である。」を  
「（4）本工事は「週休2日制工事（発注者指定型）」の対象工事である。」に改正する。